

議案第73号

小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年11月12日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2条第3号及び第4号の改正規定を削る。

第1条のうち第29条第7項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）」を加える。

付則第1条第1号中「第2条第3号及び第4号、第18条第2項」を「第18条第2項」に、「並びに第30条の3第4項」を「及び第30条の3第4項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(小金井市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第29条第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)」を加える。</p> <p>省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>付則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中小金井市市税条例第18条第2項、第29条第7項及び第30条の3第4項の改正規定並びに次条第2項及び第6項の規定 平成28年1月1日</p> <p>(2) 省略</p> <p>第2条 } 省略</p> <p>第4条 }</p>	<p>(小金井市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第4号中「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。</p> <p>省略</p> <p>第29条第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。 同上</p> <p>省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>付則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中小金井市市税条例第2条第3号及び第4号、第18条第2項、第29条第7項並びに第30条の3第4項の改正規定並びに次条第2項及び第6項の規定 平成28年1月1日</p> <p>(2) 省略</p> <p>第2条 } 省略</p> <p>第4条 }</p>	<p>地方税法施行規則の改正に伴う規定の整備</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。